

子どもの権利

第19号

ニュース

編集責任：日弁連子どもの権利委員会

2021年12月1日

子どもの権利基本法の制定を求める提言と 子どもの権利基本法案について

子どもの権利委員会幹事 一場 順子 (東京弁護士会)

日弁連は9月17日付けで、「子どもの権利基本法の制定を求める提言」を取りまとめ、制定を求める子どもの権利基本法案を公表した。現在日弁連のウェブサイトにて全文が掲載されているが、その概要と必要性について以下に報告する。

1 子どもの権利条約と我が国における子どもの権利の状況

日本は1994年に子どもの権利条約を批准して、既に27年以上経過しているが、いまだに子どもの権利条約の実施が不十分と言わざるを得ない。

児童相談所の年間の虐待対応件数は20万件を超え、児童虐待により死亡する子どもの数も年間50人前後となって変わらないばかりか痛ましい事件の報道が続いているのが現状である。子どもの自殺も毎年300人前後で推移しているが2020年度は過去最高の499人にもなった。学校でのいじめや体罰もなくなる。また子どもの相対的貧困率は高いままであり、特にひとり親家庭の約半分が相対的な貧困の生活水準におかれているのが実情である。

児童虐待やいじめ、子どもの貧困対策に関する立法措置等がとられているものの、現状が改善されていない背景には、我が国には、子どもを権利の主体として尊重することが社会全体の共通認識になっておらず、子どもの権利主体性を踏まえた対策が講じられていないことがある。

司法による子どもの権利条約の実現が望まれるが、裁判所においても十分に裁判規範として機能していない。

子どもの権利条約を国内で効果的に実施し、子どもの権利状況を改善するためには、条約の内容を我が国に適合した形で実現するための子どもに関する包括的法律として子どもの権利基本法を制定する必要がある。

子どもは人としてこの世に誕生したその瞬間から成長発達し続ける存在であり、今と未来に生きる存在として健やかに成長する権利を有する。しかし、子どもはいまだ成長発達の過程にあるがゆえに、大人の保護と支援を必要とする。また、人権侵害を受けやすく、選挙権を有しない子どもは、国・地方公共団体の施策や社会の在り様についてその意見を反映させることが困難である。そこで、子どもの基本的人権を保障するためには特別の配慮が必要であるところ、このような子どもの人権保障の特質に鑑み、1989年に国際連合で子どもの権利条約が採択された。

国連子どもの権利委員会は、子ども固有の権利として重要なものを一般原則としてあげている。①差

別の禁止 (条約第2条) ②子どもの最善の利益の考慮 (条約第3条第1項) ③生命・生存・発達の保障 (条約第6条) ④子どもの意見の尊重 (条約第12条) である。

日弁連の提言した子どもの権利基本法案では、この4つの一般原則を中心に子どもの権利を規定している。

2 日弁連が提案する子どもの権利基本法案の内容

前文

第1章 子どもの権利

第1条 目的

第2条 定義

第3条 差別の禁止 (国籍にとらわれずあらゆる子どもを対象とする。)

第4条 最善の利益 (子どもに関する全ての活動または決定にあたって子どもの最善の利益を考慮する。)

第5条 子どもの生命及び成長発達権の保障 (条約第31条の遊ぶ権利の保障も含む。)

第6条 人格権並びに氏名及び国籍を持つ権利

第7条 子どもの意見とその尊重 (子どもの意見等は子どもの年齢及び成熟度に従って正當に尊重されなければならない。)

第8条 暴力等の禁止 (あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、虐待、不当な取扱い又は搾取から保護される権利)

第2章 国及び地方公共団体の責務

第9条 国の責務

第10条 予算の配分

第11条 子どもの権利条約の啓発・教育等

第12条 国連子どもの権利委員会からの勧告の尊重等

第13条 地方公共団体の責務

第3章 子どもの権利実現のための基本計画

第14条～第15条 基本計画の策定と内容

第4章 子どもの施策の総合調整機関

第16条 子どもの施策に関する総合調整機関の設置

第5章 子どもの権利擁護委員会

第17条 委員会の設置及び任務

第18条 所掌事務及び権限

第19条 子どもの利用及び参加

第20条 職権行使の独立性

第21条～第30条 組織、任期、身分保障、規則の制定等の規定

第31条 国及び地方公共団体の義務

日弁連ウェブサイトから、提言及び基本法案が確認できます。



第32条 地方公共団体の子どもの権利擁護委員会の設置

第6章 条約の効力等

第33条 子どもの権利条約の効力等

3 子どもの権利基本法の必要性

現在国連子どもの権利委員会委員長である大谷美紀子委員は、今年の日弁連子どもの権利委員会夏季合宿で、なぜ子どもの権利基本法が必要かという質問に次のように答えている。

人権を保障する憲法があり、改めて条約の実施法を作らなくてもよいとの意見もあるが、国の法律とすることは、条約の理念や内容、考え方を私たちのものとして受容し、国の政策に落とし込んでいき、人々の意見や行動の基準として、社会規範、行動規範、裁判規範にしていくために必要である。また、多くの公務員は法律に基づいて権限や義務を考え、行動する基準とする。国の予算がついて国の中で仕組みを作っていくためにも法律が必要である。また、なぜ個別法でなく基本法が必要かといえば、基本法は個別法の指針となるものであり、子どもが権利の主体であるということを日本に根付かせるためには基本法が必要となる。さらに、子どもの権利を実現するためには、原則や理念を示す基本法と子どもに関わる国の省庁間を調整する仕組みと条約の実施をモニタリングする機関が必要である。この3つが柱となって個別の分野をきちんと動かしていくことができる。

4 日弁連の提言

日弁連の提言する子どもの権利基本法案はこれらの3つの柱を中心に立案されている。

子どもの権利基本法は、条約の効果的な国内実施法となり、子どもに関する全ての法令の指導規範となる。また、国内法制の整備を促進し、子どもの手続的権利を保障し子どもの参加を促す根拠法として、国及び地方公共団体の子どもに関する施策の策定や組織の整備、子どもの権利救済制度の創設の根拠法となる。子どもの権利基本法が国や地方公共団体と子どもに関わる NGO との連携、協働を促進する手段となることが期待される。

本提言は、子どもを一人の尊厳ある権利の主体として尊重することが社会全体の共通認識となり、子どもの権利条約が行政のみならず司法においても法規範として十分に機能するとともに、市民社会の行為規範としても根付くことを目的として子どもの権利基本法の制定を求めるものである。